

答申第48号

答 申

1 審査会の結論

平成27年11月13日付けで異議申立人が建設部営繕課（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年11月27日付けで行った公文書部分開示決定は、本件開示請求に係る開示請求理由を鑑みるに十分とはいえず、妥当ではない。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年11月13日付けで「サオリーナ担当の〇〇営繕課長と監督員〇〇〇氏が体調不良で休暇を取っているとされるが、休暇届と病気休暇であれば添付された診断書」について、本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

休暇照会：〇〇〇〇、〇〇〇〇

(3) 実施機関は、平成27年11月27日付けで、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 開示しない部分

職員番号、休暇種別、取得数

イ 開示しない理由

条例第7条第2号（個人情報）に該当するため

(4) 異議申立人は、平成27年12月7日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取り消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

公務員の職務執行は、法を順守し、公正を主旨としなければならないから、本件非開示理由は、職員の個人情報には当たらないから。

4 実施機関の不開示理由説明

本件公文書に係る休暇照会の職員番号、休暇種別、取得数の情報で、職員

番号は、共済組合番号（健康保険証番号）の情報でもある。また、休暇種別及び取得数は原因ないし内容や取得状況を示す情報であり、公務とは直接関わりのない事柄で個人に関する情報に該当するものであり、公務員の職務に関する情報に含まれず、公にすることにより個人の私生活上の権利利益を害することになると考え、条例第7条第2号に該当するため。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、部分不開示とした箇所が適正であるか否かについて争っている。

当審査会は、条例第7条の規定に基づき、異議申立人及び実施機関による口頭の意見陳述を聴した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、異議申立人による口頭の意見陳述を聴した。その要旨は次のとおりである。

異議申立人によると、サオリーナの基礎杭施工には問題があるという情報を得たことから、当該施設建設工事関連の資料を情報公開請求により入手し確認を行ったところ、工事写真について国土交通省が定めている撮影基準や撮影の手引きとは異なる手法によるものであった。そこで、仕様書に基づき提出すべき公文書に不備がある旨指摘したところ、工事を監督する営繕課長と〇〇監督員が突如として体調を崩し、休暇を取得した。

当時、横浜のマンション杭打ちデータ改ざん問題が新聞報道されていたことから、国土交通省は地方自治体に対し色々な調査を指示していた中、津市は自主的に調査を行ったところサオリーナの杭には問題がないということ津市長が発表している。監督員である〇〇氏が休暇を取得し、上司である〇〇課長、さらにはスポーツ文化振興部長まで休暇をとっている状況の中で、市長は何を根拠に発表したのかわからない状態である。

自治体の職員は都合が悪くなると休暇をとって難を避ける習性があり、今回の関係者の休暇についても、杜撰な工事が行われているとの指摘をかわそうとしているのではないかと疑問を抱いていることから開示請求を行ったものであるが、開示された資料は休暇照会という資料のみであった。

長期休暇であれば病気による休暇であると思われるが、もし病気休暇であれば当然、入院加療を要するのか通院加療でいいのか、病気の症状を証明する医師の診断書が提出されていなければ適正な処理とはいえないもの

である。人事院規則を準用してそれなりの書式の書類がなければいけないにも関わらず、休暇願とそれに添付されるべき診断書が添付されていないのは違法な文書であろうし、その存否を明らかにせず休暇照会といった形で開示するのは本質を回避したものである。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。その要旨は次のとおりである。

ア 公文書の特定について

(イ) 休暇届について

休暇の申請及び承認については、津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第26条及び第28条により、庶務管理システム（以下「当該システム」という。）上で行うよう定められている。当該システムでは、本件開示請求により求められている休暇届に相当すると思われる休暇申請画面については、申請後に申請画面そのものを再生する機能を備えていないため、職員の休暇状況に関し当該システムから出力可能な資料を確認したところ、次の5点が存在した。

a 休暇入力

休暇を申請するための画面。入力専用画面であり、休暇申請後は再現できない。

b 出退勤状況照会

職員個人の出退勤状況が月単位で表示させる画面。

c 出勤一覧表

事業課職員全員の出勤状況が月単位で一覧表示させる画面。

d 取得休暇一覧

事業課職員全員の休暇申請状況が月単位で一覧表示させる画面。

e 休暇照会

職員個人が申請を行った休暇について、指定期間で一覧表示させる画面。

このうち、職員個人の休暇申請状況を網羅している「e 休暇照会」を異議申立人の要求する休暇届に相当する文書であると判断し、部分開示を行ったものである。

なお、当該システムから出力するもの以外で休暇に関する文書としては、長期休暇状況（予定）報告書があるが、所属長から人事課長宛

てに届け出るものであるため、本件公文書には含めなかった。

(1) 診断書について

病歴、健康状態等は個人の私的な情報に当たり、条例第7条第2号に該当する不開示とすべき情報である。また、診断書は、存否そのものを回答すること自体が、不開示情報を開示することになるものであるため、その存否に係る回答を行わないものである。

イ 部分不開示とした理由について

本件公文書のうち、部分不開示とした職員番号、休暇種別及び取得数は、公務とは直接関わりのない事柄で個人に関する情報であり、公にすることにより個人の私生活上の権利利益を害することとなるため不開示としたものである。各項目に係る不開示理由は次のとおり。

(7) 職員番号

当該番号は健康保険証番号としても使用されているものであるため、条例第7条第2号に該当する。

(1) 休暇種別

いかなる理由により休暇を取得するかについては、個人の私的な情報に該当するため、条例第7条第2号に該当する。

(7) 取得数

休暇種別によって土日等の取扱いが異なるため、取得開始日と取得終了日の差分を計算し、取得数とを比較することで休暇種別特定の一助となるおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(3) 当審査会の判断

本件では、休暇届に相当する文書として、当該システムの機能である休暇照会画面の写しが該当文書として特定され、このうち職員番号、休暇種別及び取得数については、いずれも条例第7条第2号に該当するとして不開示とされたものである。

津市職員のいわゆる休暇届については、「津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「津市職員の勤務時間、休暇及び休暇に関する規則」により当該システム上で申請及び承認を行うことと定められているが、当該システムでは、休暇届に相当する休暇申請画面は、申請完了後に申請画面そのものを再生する機能を備えていない。このため、異議申立人の請求を狭義に解釈すれば文書不存在であるといえなくもないが、異議申立人が開示を希望する文書は、当該職員がどのような手続きを経て休暇を取得し

たものなのか確認できる文書であるとの趣旨と判断しうるため、広義に解釈し、休暇届に相当する文書として休暇照会画面の写しを開示したものである。津市職員の休暇に関して当該システムから出力される文書は本件公文書以外にも存在するが、そのうち出退勤状況照会及び出勤一覧表は出勤状況に主眼を置いたものであり、出勤一覧表及び取得休暇一覧は事業課全体の状況を示すものであるため、特定職員の休暇状況が確認できる文書としては、休暇照会に表示された内容が異議申立人の開示を求める趣旨に最も近いものと考えられる。よって、休暇照会画面の写しをもって、開示を求める公文書として特定したことは適正であると判断する。

そして、本件公文書に記載された職員の情報のうち、職、氏名及び当該職務遂行の内容については、説明責任が全うされるよう開示する意義が大きいことから開示すべき情報であるが、休暇内容及び健康状態に関する情報は公務員個人の私的な情報であるから、実施機関が当該箇所を開示しなかったこと及び診断書の存否そのものを明らかにしなかったことは妥当である。

ただし、実施機関が特定した文書が休暇照会のみであるとの判断については若干の疑義がある。本件開示請求の対象となっている当該職員の休暇のなかには、その休暇期間において長期にわたるものがあるが、長期休暇に関しては、長期休暇申請者の所属長から人事課長宛てに届け出る長期休暇状況（予定）報告書が存在することが認められた。この文書は、当該システムから出力される文書ではなく、また長期休暇取得申請者本人が届け出る文書ではないものの、長期休暇取得の手続きが適正になされていることの証となる文書であるため、条例第7条第2号に該当する部分を秘匿した上で開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 1月29日	諮問書の受付（各実施機関）
平成28年 3月25日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成28年 4月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意

	見陳述
平成28年 5月17日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	石 田 美 穂
委 員	高 橋 秀 治